

議案第95号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、首都高速道路株式会社が別紙のとおり埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間を変更することについて、同条第7項の規定において準用する同条第3項及び第4項の規定により同意することの議決を求める。

令和3年6月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間について、その一部を次のとおり変更する。

1(2)ア(注)④中「以下同じ。)以外の自動車をいう。」を「以下同じ。)及びETC車以外の自動車であって、ETC専用施設(道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。)のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。」に改める。

4を削り、3を4とし、2を3とし、1の次に

「2 ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額

(1) 1回当たりの料金の額

1にかかわらず、別添2に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、下表Aのとおりとする。

ただし、別添3に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入した場合においては、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は上記の定めは適用せず、1回の通行につき1台当たり、同表に掲げる距離を料金距離とした場合の額とする。

なお、ただし書きにおいて、同表に掲げる料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額については、1回の通行につき1台当たり、下表Bの区分に応じた額とする。

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88

普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

(注)

別添2又は別添3に掲げる出入口等をETC専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 消費税等の取扱い及び料金の単位

(1)に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(3) 特例措置

4(1)イの割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、(2)に定める料金の額に対して、4(1)イに定める割引を適用した額を料金の額とする。」

を加える。

3中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、3(1)中「及び2(1)」を削り、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Bの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表C」を「下表」に改め、

「表B

料金 距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車

4.2 km以下	251.5488 円	276.9360 円	285.8215 円	359.4444 円	421.6430 円
-------------	------------	------------	------------	------------	------------

表C

」を削り、3(1)(注)ア中「上表A、上表B及び上表C」を「上表」に改め、3(1)(注)イ中「上表B又は上表C」を「上表」に改め、3(2)イ中「(2)イ」を「(1)イ」に改め、3(3)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改める。

4(1)ア(イ)中「35.7km超」を「55.0km超」に、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表B」を「下表」に改め、

「表A

料金 距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7 km超	993.0912 円	1203.8640 円	1277.6345 円	1888.8756 円	2405.2690 円

表B

料金 距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7 km超	993.0912 円	1203.8640 円	1414.6368 円	1888.8756 円	3048.1260 円

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となるときは、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表C

料金 距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車

50.4 km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1741.9546 円	2604.8832 円	3333.9091 円
-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

表D

料金 距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4 km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1935.3696 円	2604.8832 円	4241.4720 円

」を
「

料金 距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
55.0 km 超	1448.88 円	1773.60 円	2098.32 円	2828.94 円	4614.90 円

」に改め、4(1)エ(イ) a (a) 中「平成24年1月1日」を「令和4年4月1日以降会社が別に定める日」に改め、4(1)エ(イ) a (b) 中「平成28年4月1日」を「令和4年4月1日以降会社が別に定める日」に改め、4(1)エ(イ) a 表B中

「

10,000 円を超え、30,000 円までの部分	15%
30,000 円を超える部分	20%

」を

「

10,000 円を超え、30,000 円までの部分	20%
30,000 円を超える部分	25%

」に改め、4(1)エ(イ) a 表C中「両国ジャンクション方向へ進行する」を削り、4(1)エ(イ) a 表E中

「

10,000 円を超える部分	5%
----------------	----

」を

「

10,000 円を超える部分	10%
----------------	-----

」に改め、4(1)中クを削り、キをクとし、カをキとし、4(1)オの次に

「カ 深夜割引については、次のとおりとする。

(7) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(i) 割引率

20%とする。」

を加え、4(2)中「及び料金上乗せ」を削り、4(2)ア中「3」を「4」に改め、「及び4に定める料金上乗せ」を削り、4(2)イ中「又はE T C路線バス割引」を削り、4(2)ウ中「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（4に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）」を「、E T C路線バス割引及び深夜割引」に改め、「大口・多頻度割引を除く。」の前に「E T C路線バス割引及び」を、「上限料金の引下げに係る割引後の額」の前に「基本料金の額、特別の措置又は」を加え、4(2)ウ(7)中

「

○…適用あり

	環境		
大口	○	大口	
大会	○	○	大会

」を

「

○…適用あり

×…適用なし

	環境		
大口	○	大口	
路バス	×	×	路バス
深夜	○	○	○
			深夜

」に改め、4(2)ウ(7)（注）中「「大会」」を「「路バス」、「深夜」」に、「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ」を「、E T C路線バス割引及び深夜割引」に改め、4(2)ウ(4)中

「

適用の順序	割引及び料金上乗せの種類
-------	--------------

1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乘せ
4	大口・多頻度割引

」を

「

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	深夜割引
4	E T C 路線バス割引又は大口・多頻度割引

」に改め、4(3)中「ク」を「カ」に改める。

6中「首都高速道路を通行してきた現金車」の次に「及び2に定める料金の額を適用する自動車」を加える。

6の次に

「7 実施期日

この料金の額及びその徴収期間は、令和4年3月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。」

を加える。

別添2中「E T C専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するE T C専用施設をいう。〕のみが設置された出入口は「E T C」と表記する。」を「E T C専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。」に改め、別添3に「・E T C専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。」を加える。